

## 小浜市小型除雪機購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、継続的な除雪体制の確保および強化を図るため、小浜市小型除雪機購入補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助の対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、行政区、地縁団体、まちづくり協議会などの地縁型組織が行う小型除雪機の整備事業とする。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、補助対象事業に要する小型除雪機の購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率および限度額ならびに補助の要件は、別表のとおりとする。

### (交付の手続きおよび決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、小浜市小型除雪機購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) 除雪予定箇所図
  - (4) 購入予定機械の見積書
  - (5) 購入予定機械のカタログまたは写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付指令書（様式第4号）により、当該交付申請事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、交付決定に付された条件を、必要に応じ変更することができる。

### (事業の内容等の変更)

第6条 前条第3項により通知を受けた交付申請者（以下「交付対象者」という。）は、交付に係る小型除雪機購入補助事業の内容を変更する場合は、前条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて小浜市小型除雪機購入補助金交付変更申請書（様式第5号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の変更の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付すことができる。

- 3 市長は、前項の規定による補助金の交付の変更の決定をしたときは、小浜市小型除雪機購入補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、当該交付対象者に通知するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、変更の決定において準用する。

（事業の中止の届出）

第7条 交付対象者は、当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出て、市長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに小浜市小型除雪機購入補助事業完了実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
  - (2) 納品書、請求書および領収書等の写し
  - (3) 写真（附属品を装備し、前後側の三面から撮影したものをいう。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日または交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）または別表の限度額のいずれか低い額とする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、小浜市小型除雪機購入補助金額確定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた交付対象者は、速やかに小浜市小型除雪機購入補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したあと、補助金を交付するものとする。

（譲渡の制限）

第11条 交付対象者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して5年を経過する日までの間は、購入した小型除雪機を譲渡し、交換し、または廃棄することができないものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（関係図書の保存）

第12条 交付対象者は、除雪作業の実施に係る関係図書等について保存し、提出を求められた場合は、市長にこれを提出しなければならない。

（申請者等の変更）

第13条 交付対象者は、申請者等に変更があった場合は、直ちに申請者等に関する変更

届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定のあと、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 前各号のほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（報告の徴収）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付対象者から報告を求め、または職員に調査もしくは検査をさせることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

別表

項目	内容
補助金	小型除雪機購入補助金
対象経費	小型除雪機の購入費 トラクターに装着して使用する除雪機械の購入費
補助率	2分の1以内
限度額	100万円/台
補助要件	①申請者は、行政区、地縁団体、まちづくり協議会とする。 ②除雪箇所は、除雪車が入らない市道や生活道路、歩道等とする。 ③ハンドガイドの場合、最大除雪高さ50cm以上の性能を有するものであること。 ④車両に装着して使用する除雪機械を購入する場合は、装着する車両を確保し、当該車両は道路運送車両法に適合していること。 ⑤除雪車両を装着した車両を運転する場合は、道路交通法を厳守すること。